

答申第 623 号

平成 28 年 11 月 17 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 27 年 9 月 10 日付けで諮問された特定学術総会に関する文書不存在の件
（諮問第 696 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定学術総会に関する文書は不存在であるとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成27年7月29日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定学術総会（以下「本件学術総会」という。）に関する文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、本件行政文書を作成も取得もしていないとして、平成27年8月20日付けで、公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成27年8月24日付けで、知事に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が提出した異議申立書及び非公開等理由説明書に対する意見書並びに当審査会での異議申立人の意見聴取における主張を整理すると、異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 神奈川県には、精神科病院を擁する病院機構以外に、知事部局にも、障害・医療・福祉関係の職員がおり、精神障害・知的障害に係る業務を遂行する職員が多くいる中であって、本件学術総会に誰一人参加しなかったとは考えられない。少なくとも、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条及び第38条に係る書類が存在するはずである。
- (2) 私は本件学術総会を開催する学会の会員（以下「本件学会員」という。）ではないが、本件学術総会に出席した。その際、保健福祉事務所や児童相談所の職員が出席しており、当該所属において、公開請求の対象となる文書を保管しているはずである。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づき都道府県に設置される精神保健福祉センターが神奈川県にもあるはずで、当該所属職員も出席していたのではないか。

4 実施機関（知事部局保健福祉局保健医療部保健予防課（平成28年度から知事部局保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課））の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、非公開等理由説明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件学術総会の講演等で扱われる高度な医療専門知識や本件学会員であることは、知事部局において精神保健福祉法の施行に関する業務に携わるための必須条件ではない。

したがって、本件学会員であるかどうかは業務遂行に一切関係なく、知事部局内に業務として本件学会員の資格を保有している職員はいない。

(2) がん・疾病対策課及びその所管する出先機関である精神保健福祉センターでは、業務として本件学術総会に出席した職員はいない。また、職員の人事異動も、一般の所属と同様、3年から5年の間隔で行われており、高度の専門性が要求されているわけではない。

(3) 知事宛に本件行政文書は送付されていないし、知事からも請求していない。

(4) したがって、本件行政文書について、作成又は取得をしておらず、本件に関する情報を保持していない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第20条の規定に基づき異議申立人からの意見を聴取するとともに、条例第19条第3項の規定に基づき実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、本件学術総会に関する文書であり、当審査会が確認したところ、本件学術総会とは、精神医学、神経学、精神医療等の分野に関する催しであり、本件学術総会を主催する学会の代議員総会、講習会・研修会等が開催され、主に本件学会員である医療関係者等の専門家その他当事者等が参加するものと認められる。

イ 当審査会が確認したところ、これらの分野に関する知事部局の所掌事務としては、「精神保健福祉法の施行に関すること」が該当し、具体的には「がん・疾病対策課」が、精神保健医療対策の総合調整として、精神科救急医療体制整備の企画・調整、精神保健福祉審議会（精神保健福祉法第9条に基づき設置）等の業務を、「精神保健福祉センター」（同法第6条に基づき設置）が、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、複雑困難な相談指導事業、精神医療審査会（同法第12条に基づき設置）等の業務をそれぞれ担任している。

なお、県における「精神科医療」に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構に属する精神科病院である「精神医療センター」において実施されている。

ウ このように、知事部局が所掌する各業務については、本件学術総会で取り扱われる分野との関連性は認められるものの、実施機関は、精神科医療を行う医師、医療機関その他の関係機関との協力・連携のもと、精神保健福祉法に基づく行政事務を遂行しているに過ぎないことから、必ずしも本件学術総会で扱われるような精神医学、精神医療等における専門知識が必要であるとは認められない。

エ したがって、本件学術総会の講演等で扱われる高度な医療専門知識や本件学会員であることが、実施機関の業務に携わるための必須条件ではなく、業務として本件学術総会に出席した職員はいないことから、本件対象文書は不存在であるとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

なお、仮に、職員が業務ではなく私的に本件学術総会に参加していたとしても、前記のとおり、実施機関は了知しないところであるから、本件行政文書を取得せず、管理もしていないと認められる。

(3) その他

異議申立人が前記 3 (2) の主張をしたことから、当審査会では、条例第19条第 3 項の規定により、児童相談所（5 所属）及び保健福祉事務所（9 所属）に対して確認したところ、これら全ての所属において、業務として本件学術総会に出席した職員はおらず、また、本件行政文書が送付された事実もなく、送付を請求した事実もなかった。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 9 月 14 日	○ 諮問受理
9 月 24 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 15 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 21 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
11 月 11 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 28 年 7 月 27 日 (第 154 回部会)	○ 審議
8 月 29 日 (第 155 回部会)	○ 異議申立人の意見及び実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
9 月 26 日 (第 156 回部会)	○ 審議
10 月 31 日 (第 157 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長

(平成 28 年 11 月 17 日現在) (五十音順)